

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
企画・評価会議 設置要項

平成26年4月23日
文化庁次長決定
平成30年10月1日一部改正

1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（以下「事業」という。）を効果的に実施するため、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業実施要項（平成24年4月17日文化庁長官決定）の第3一④に基づき、外部の有識者からなる「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

企画・評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業に係る公募に伴う企画の評価
- (2) 企画に対する内容・運営等に関する専門的な助言
- (3) その他関連する事項

3 構成

- (1) 企画・評価会議は、学識経験者、地域における日本語教育関係者及び行政関係者の中から文化庁が委嘱した委員で構成する。

ただし、必要に応じ、他の関係者の出席を求め、所掌事務の一部を行わせることができるものとする。

- (2) 企画・評価会議に主査を置き、委員の互選により選任する。主査は、企画・評価会議の議長となり、議事を運営する。

4 任期

委員の任期は、委嘱の日から翌年3月末日までとする。

5 その他

企画・評価会議の庶務は、文化庁国語課において処理する。